

令和元年（平成31年）中における少年非行等の概況

生活安全部

◎ 非行少年等の状況

非行少年は1,135人で、前年同期比145人(11.3%)減少した。刑法犯少年は1,005人で129人(11.4%)減少、特別法犯少年は125人で21人(14.4%)減少した。

不良行為少年は13,530人で、前年同期比711人(5.0%)減少した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は30.9%で、前年同期比6.4P増加した。

		非 行 少 年							不 良 行 為 少 年	
		刑 法 犯 少 年				特 別 法 犯 少 年				
		元 年	30 年	増 減 (%)	元 年	30 年	増 減 (%)	ぐ 犯 少 年		
総 数	元 年	1,135	1,005	674	331	125	117	8	5	13,530
	30 年	1,280	1,134	751	383	146	135	11		14,241
	増 減 (%)	-145 (-11.3)	-129 (-11.4)	-77 (-10.3)	-52 (-13.6)	-21 (-14.4)	-18 (-13.3)	-3 (-27.3)	5	-711 (-5.0)
う ち 女 子	元 年	198	185	104	81	13	12	1		3,760
	30 年	260	236	127	109	24	24			3,896
	増 減 (%)	-62 (-23.8)	-51 (-21.6)	-23 (-18.1)	-28 (-25.7)	-11 (-45.8)	-12 (-50.0)	1		-136 (-3.5)

※ 犯 罪 少 年… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

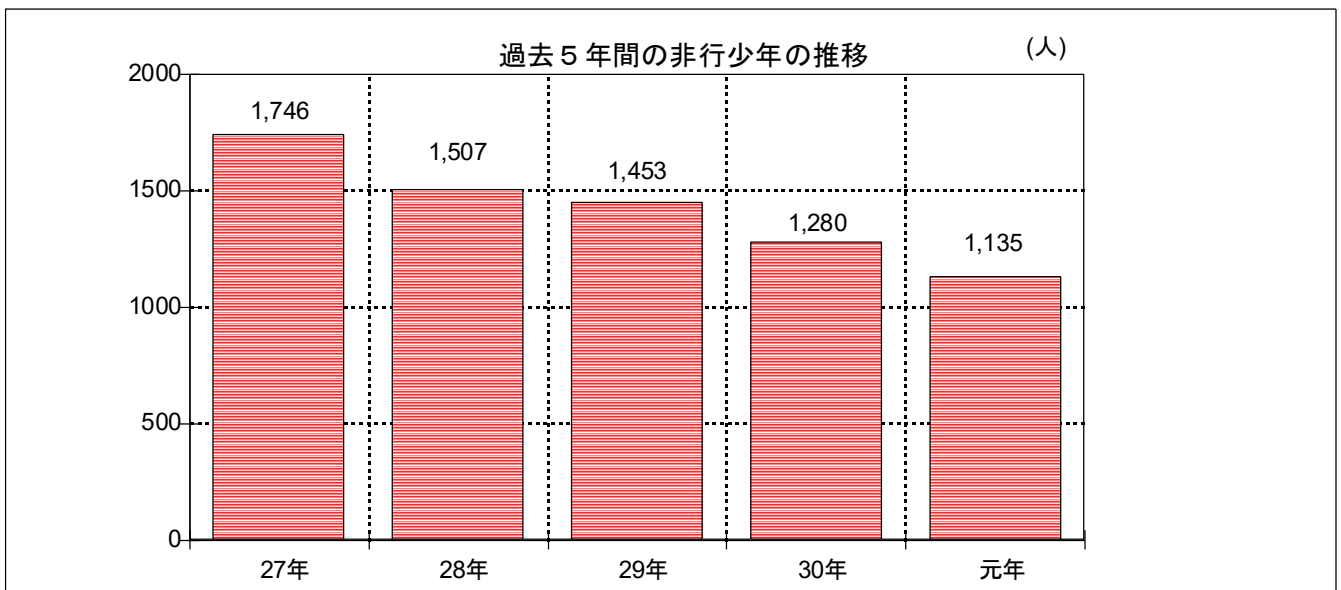
触 法 少 年… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ 犯 少 年… 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不 良 行 為 少 年… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

刑 法 犯… 「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「決闘罪ニ関スル件」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律」に規定する罪をいう。

特 別 法 犯… 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪（条例に規定する罪を含む。）



○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が609人（60.6%）で、このうち万引きが430人（70.6%）と最も多い。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
うち 万引き								
元年	1,005	18	160	609	430	26	27	165
30年	1,134	13	132	725	491	21	41	202
増減 (%)	-129 (-11.4)	5 (38.5)	28 (21.2)	-116 (-16.0)	-61 (-12.4)	5 (23.8)	-14 (-34.1)	-37 (-18.3)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、小学生が214人（21.2%）、中学生が215人（21.4%）、高校生が286人（28.5%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
小学生		中学生	高校生	その他学生					
元年	1,005	777	214	215	286	62	164	64	
30年	1,134	1	943	252	257	347	87	127	
増減 (%)	-129 (-11.4)	-1 (-100.0)	-166 (-17.6)	-38 (-15.1)	-42 (-16.3)	-61 (-17.6)	-25 (-28.7)	37 (29.1)	1 (1.6)

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が37人（29.6%）と最も多い。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	覚せい剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	不正アクセス 禁止法	その他の 特別法	
元年	125	14	37	18	1	17	5		33	
30年	146	12	42	12	4	15	8		46	
増減 (%)	-21 (-14.4)	2 (16.7)	-5 (-11.9)	6 (50.0)	-3 (-75.0)	2 (13.3)	-7 (-100.0)	-3 (-37.5)	-13 (-28.3)	

○ 薬物乱用少年

学職別では、有職少年が14人（77.8%）と最も多い。

	総 数							
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年
小学生		中学生	高校生	その他学生				
元年	18	3			1	2	14	1
30年	19	5		1	1	3	7	7
増減 (%)	-1 (-5.3)	-2 (-40.0)		-1 (-100.0)	0	-1 (-33.3)	7 (100.0)	-6 (-85.7)

※薬物乱用少年… 大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚せい剤取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○ 福祉犯の検挙人員

福祉犯の検挙人員は282人で、前年同期比6人(2.1%)減少した。

	総数						
	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	風俗営業適正化法	売春防止法	その他	
元年	282	6	132	124	5	1	14
30年	288	9	139	110	10	2	18
増減 (%)	-6 (-2.1)	-3 (-33.3)	-7 (-5.0)	14 (12.7)	-5 (-50.0)	-1 (-50.0)	-4 (-22.2)

○ 福祉犯の被害少年（法令別）

法令別では児童買春・児童ポルノ禁止法が115人(45.8%)と最も多い。

	総数						
	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	風俗営業適正化法	売春防止法	その他	
元年	251	8	115	94	17	2	15
30年	211	6	110	73	4	2	16
増減 (%)	40 (19.0)	2 (33.3)	5 (4.5)	21 (28.8)	13 (325.0)	0	-1 (-6.3)

○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、小学生8人(3.2%)、中学生70人(27.9%)、高校生118人(47.0%)であった。

	総数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
元年	22	196	8	70	118		21	12	
30年	1	180	38	40	98	4	14	16	
増減 (%)	21 (2,100.0)	16 (8.9)	-30 (-78.9)	30 (75.0)	20 (20.4)	-4 (-100.0)	7 (50.0)	-4 (-25.0)	